

## 危機対応円滑化業務の実施状況（令和2年3月）

主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、指定金融機関（日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）に対する危機対応円滑化業務を実施しております。令和2年3月の実績は以下のとおりです。

（単位：億円）

		令和2年3月実績
ツーステップ・ローン		350
	日本政策投資銀行向け	350
	商工組合中央金庫向け	—
損害担保		1
	日本政策投資銀行向け	—
	商工組合中央金庫向け	1
利子補給		—
	日本政策投資銀行向け	—
	商工組合中央金庫向け	—

（注1） ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和2年3月に指定金融機関へ貸付実行した貸付金額。

（注2） 損害担保の実績は、指定金融機関が令和2年1月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和2年3月10日までに補償応諾した引受金額。

（注3） 利子補給の実績は、原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に公庫が6月10日までに支払ったものを6月実績、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に公庫が12月10日までに支払ったものを12月実績として計上。

## 東日本大震災に関する危機対応円滑化業務の実施状況（令和2年3月）

危機対応円滑化業務のうち、東日本大震災に関する実績は以下のとおりです。

（単位：億円）

	令和2年3月実績	累計
		平成23年3月12日～令和2年3月末
ツーステップ・ローン	—	31,497
日本政策投資銀行向け	—	27,915
商工組合中央金庫向け	—	3,582
損害担保	—	21,049
日本政策投資銀行向け	—	19
商工組合中央金庫向け	—	21,030
利子補給	—	233
日本政策投資銀行向け	—	32
商工組合中央金庫向け	—	201

- （注1） ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和2年3月に指定金融機関へ貸付実行した貸付金額。
- （注2） 損害担保の実績は、指定金融機関が令和2年1月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和2年3月10日までに補償応諾した引受金額。
- （注3） 利子補給の実績は、原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に公庫が6月10日までに支払ったものを6月実績、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に公庫が12月10日までに支払ったものを12月実績として計上。
- （注4） 上記の実績は、商工組合中央金庫からの報告に基づき、危機対応業務の要件に該当しない口座に係る金額を控除したものの。

平成 28 年熊本地震による災害に関する危機対応円滑化業務の実施状況（令和 2 年 3 月）

危機対応円滑化業務のうち、平成 28 年熊本地震による災害に関する実績は以下のとおりです。

（単位：億円）

	令和 2 年 3 月実績	累計 平成 28 年 4 月 15 日～令和 2 年 3 月末
ツーステップ・ローン	—	3 3 2
日本政策投資銀行向け	—	3 2 7
商工組合中央金庫向け	—	5
損害担保	1	4 4 7
日本政策投資銀行向け	—	—
商工組合中央金庫向け	1	4 4 7
利子補給	—	6
日本政策投資銀行向け	—	0
商工組合中央金庫向け	—	6

（注 1）ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和 2 年 3 月に指定金融機関へ貸付実行した貸付金額。

（注 2）損害担保の実績は、指定金融機関が令和 2 年 1 月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和 2 年 3 月 10 日までに補償応諾した引受金額。

（注 3）利子補給の実績は、原則として各年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を対象に公庫が 6 月 10 日までに支払ったものを 6 月実績、各年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を対象に公庫が 12 月 10 日までに支払ったものを 12 月実績として計上。

## 新型コロナウイルス感染症に関する危機対応円滑化業務の実施状況（令和2年3月）

危機対応円滑化業務のうち、新型コロナウイルス感染症に関する実績は以下のとおりです。

（単位：億円）

	令和2年3月実績	累計
		令和2年3月19日～令和2年3月末
ツーステップ・ローン	350	350
日本政策投資銀行向け	350	350
商工組合中央金庫向け	—	—
損害担保	—	—
日本政策投資銀行向け	—	—
商工組合中央金庫向け	—	—
利子補給	—	—
日本政策投資銀行向け	—	—
商工組合中央金庫向け	—	—

（注1） ツーステップ・ローンの実績は、公庫が令和2年3月に指定金融機関へ貸付実行した貸付金額。

（注2） 損害担保の実績は、指定金融機関が令和2年1月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が令和2年3月10日までに補償応諾した引受金額。

（注3） 利子補給の実績は、原則として各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に公庫が6月10日までに支払ったものを6月実績、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に公庫が12月10日までに支払ったものを12月実績として計上。